

「平成29年度 学校薬環境衛生・薬事衛生研究協議会」に参加して

千葉県学校薬剤師会
副会長 大野定行

「平成29年度 学校薬環境衛生・薬事衛生研究協議会」が10月12日（木）～13日（金）に岩手県盛岡市にて開催されました。

学校保健関係者の連携による組織的で充実した学校環境衛生活動、薬事衛生活動等の保健管理及び薬物乱用防止教育、医薬品教育等の保健教育を一層推進するため、学校における保健管理及び保健教育について研究協議を行い、この成果を全国各地に展開し充実を図ることを目的に毎年開催されています。

特別講演では、岩手医科大学付属病院感染症対策室室長の櫻井滋先生による「大規模災害と避難所としての学校における感染対策～その時、どう行動すべきか～」の演題で講演されました。

災害時の避難所は一時的な退避の目的で指定される指定緊急避難場所（避難場所）と一定期間の避難生活を前提とする指定避難場所（避難施設）がある。市町村立の学校施設が避難所として指定されている数は全国で30,000以上あるといわれており、これを前提として準備する必要がある。災害自体によって未知なる感染症が出現することはないとされる。しかしながら被災地で既に発生している感染症が容易に蔓延する可能性は十分にある。感染防止の手段を予め身につけることは、将来の大規模な災害によるインフラ消失や衛生状態悪化に際しても役立つ知識であり、感染リスクを減らすことにもつながる。災害時に問題となる感染症は、最初は外傷関連で破傷風や外傷後感染であり、その後、咳・発疹・発熱などの症状が現れる呼吸器感染症が発症する。最後に下痢・嘔吐などの消化器感染症へとのことである。その時期にあった感染対策が重要となってくる。また感染の経路には1.接触感染 2.飛沫感染 3.空気感染の3つがあり最も頻度が高いのは「接触感染」の予防（＝配食、食事、排泄の前後における清潔な流水における手洗いや適切な消毒薬による手指衛生）が最も重要である。

感染対策には、予防（感染しないようにする知識や技術）と制御（感染した人を保護する、感染していない人を保護する対策）について、日ごろから情

報共有を自治体、地域で検討していくことが必要である。薬剤師はその知識を生かし、身近な衛生管理者として地域貢献に努めてほしいと述べられていました。

講義は、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課健康教育調査官の小出彰宏氏による「学校環境衛生活動における学校薬剤師との連携について」の内容で行われました。

学校薬剤師の歴史から学校保健安全法における学校薬剤師の職務、学校環境衛生の維持管理について、調査結果から現状と今後の期待について述べられました。また、学校給食衛生管理に関しても、「学校薬剤師の協力を得て」との記載があるので、中立的な立場の専門家として指導・助言をしていただきたいと述べていました。

研究協議として、

[第一課題：学校環境衛生活動]

[第二課題：学校保健委員会]

[第三課題：喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育]

[第四課題：医薬品に関する教育について]

上記4課題に、それぞれ学校薬剤師、学校職員の2名の発表の後、研究協議が行われました。

この中で、第三課題「薬剤師・警察・学校の三者連携プログラムによる薬物乱用防止教室の実践について」岩手県立紫波総合高等学校指導養護教諭の中下玲子先生の発表で、岩手県教育委員会が中核となり、大学、岩手県薬剤師会、岩手県警察本部、高校養護教諭を構成員としたプロジェクトを発足させ、薬物の専門家である薬剤師、防犯の専門家である警察職員、教育の専門家である教職員がそれぞれの専門性を生かしながら連携している。そして薬物乱用を誘う手口や断る方法についてロールプレイングを用い、薬物の危険性では薬剤師、犯罪については警察がその場で講義をして生徒の理解を深めるために活動していることに感銘しました。

今回多くの学校で様々な取り組みを知ることができ、とても有意義な協議会でした。今後の千葉県学校薬剤師会での活動にも活かしていきたいと思えます。